

「再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準（素案）」 に対するパブリックコメントの結果概要等

1 パブリックコメントの結果概要

(1) 意見募集期間

令和6年1月9日（火）～2月8日（木）

(2) 意見提出者（名・団体）・件数

0件

2 前回の委員意見に対する事務局の考え方等

○ 再生可能エネルギーの促進区域の設定に関する環境配慮基準について

No	意見（概要）	事務局の考え方
1	<p>（2 ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する出力 10kW 未満の太陽光発電は、県の環境配慮基準の対象外とのことだが、環境への影響は軽微であると考えられるので、20kW 未満でも良いと思うが、国のハンドブックで 10kW 未満と示されているため、県としては、それを基準とする考えか。 <p style="text-align: right;">（秋葉委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には国のハンドブックで示されている基準を、県の基準として示しており、建築物の屋根、屋上又は壁面に設置する太陽光発電は、出力 10kW 未満を環境配慮基準の対象外とすることを考えています。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・素案では、ソーラーシェアリングの普及の妨げにならないよう、太陽光発電設備は除外すべき区域ではなく、考慮すべき区域・事項に設定するとの県の考え方が示されていないが、根拠をパブリックコメントの資料に記載したほうが良いのではないか。 ・パブリックコメントの資料に記載しない場合は、パブリックコメントに関する県ホームページで、企画政策部会のリンクを貼るとよい。 <p style="text-align: right;">（秋葉委員）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントに関する県ホームページで、企画政策部会の資料を閲覧できるよう、リンクを貼りました。